

ブルネイの輸入規制措置の概要 (平成28年6月1日以降)

【輸入規制措置の概要】

ブルネイは、日本から輸出される全ての食品について、日本の政府機関が発行する証明書の添付を求めています。

(証明対象・内容)

	地域	品 目	規 制 内 容
1	福島県	全ての食品	〈放射性物質検査証明〉(放射性セシウム134及び137についてCodex基準(注1)に適合することの証明)(注2)
2	福島県以外	全ての食品	〈産地証明〉(上記に該当しないことの証明)

注1 ; 放射性セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$) : 1,000Bq/kg

注2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。